

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)の検討に向けた整理(現状の課題等)

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会で行った調査での聴き取りや各委員の意見から、課題となるものを整理。

項目	調査等	聴取した意見の概要	条例での対応	現行法令での状況		
①全般 (理念、目的など)	有識者からの意見聴取	差別禁止は、「福祉」ではなく「平等」という発想に立つものであるが、日本の法体系では、「平等」と「福祉」もそれぞれ重要だと位置付けられている。この点は、条例策定に当たって意識されるべきである。	その他	「平等」と「福祉」の双方の観点を踏まえて、条例案を立案する。	○障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進するものとしつつ、差別の禁止原則を規定(§1・4) ○障害者差別解消法は、障害者基本法の差別禁止原則を具体化するものとして制定(§1)	
	県外調査での意見聴取(JDF) 特別委員会委員意見	重度の医療的ケアの子どもをどうするか、福祉サービスと直結するような話をする難しいと思うが、「皆が共に暮らせる県」といったことを政策的に応援することは、条例でも書き込めるのではないかとと思う。	可能	①「共生社会の実現」を目的に掲げた。 ②題名については、条例案の内容の具体化を図った段階で検討する。	○障害者基本法は、目的において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを規定(§1) ○障害者基本法は、「地域社会における共生等」の理念として、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」などを規定(§3)	
	県内調査での意見聴取	実効性が確保されるよう、地域を良くしていく活動に様々な人が参画できる仕組み作りが大切であり、「共に生きる」という条例にしてほしい。				
	特別委員会委員意見	条例名について、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい」や「共に生きやすい」等に表現を変えないと、その時点で嫌悪感を抱き、反対意見に結びつく懸念がある。 障がいのある人が「三重県で住みたい・暮らしたい」と思える内容の条例、障がいのある人・ない人全てのための条例にしたい。				
	関係団体からの意見聴取(障害者団体連合会) 特別委員会委員意見	条例では、「障がいのあるなしにかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らすことのできる社会の実現」を目指してほしい。 障害者差別解消法は、大枠しか定められていないため、県の条例で具体化を図るべき。条例づくりに当たっては、他県のものも参考にしながら、三重県らしいものを作ってほしい。	その他	三重県における課題に対応した条例案を立案する。	○障害者差別解消法は、①相談・紛争の防止又は解決のための体制の整備(§14)、②啓発活動(§15)、を規定しているが、その具体的な内容は各行政機関に委ねている。	
	特別委員会委員意見		多様性を認め合い、尊重するシステムの構築が必要である。	可能	目的の「共生社会の実現」に含むと解される。	○障害者基本法は、目的において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを規定(§1) ○障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進するものとしつつ、差別の禁止原則を規定(§1・4) ○障害者差別解消法は、障害者基本法の差別禁止原則を具体化するものとして制定(§1)
			公的支援が必要である(税金投入は不可欠)。	可能	事業者による合理的配慮の提供に対する支援を定めた。	
			周囲が自信をもってサポートできる環境整備が必要である。	可能	県民の役割における「社会参加等への協力」にその趣旨を反映した。	
			障がい者差別の解消は、社会の側の課題であることの認識が重要である。	可能	障がい者差別の解消に関する施策の基本方針に掲げた。	
			以下の3点を県が目指すべき方向性に掲げるべき。 ①三重県内全ての県民は、県庁舎をはじめ全ての県有施設に赴くことができる。 ②三重県内全ての県有施設や観光地には、車いす使用者のトイレが存在し、利用できる。 ③三重県内の全ての障がいのある人もない人も、避難所へ安全に避難ができる。また、必要により特別の支援を要する福祉避難所への移動が可能である。	可能	県の責務に移動の円滑化のための環境整備を定めた。	
②差別の禁止 (差別的取扱い)	県外調査での意見聴取(JDF)	障がい者制改革推進会議差別禁止部会の議論では、①直接差別、②間接差別、③関連差別、④合理的配慮の不提供、を「差別」と見るという議論をした。 条例で先取りして差別を定義し、「何が差別か」をはっきりさせてほしい。	規定しない	①間接差別・関連差別の取扱いは定めないこととした。 ②条例での差別の具体化はしないこととした。	○障害者基本法は、「差別することその他の権利利益を侵害する行為」を禁止(§4①) ○障害者差別解消法は、①不当な差別的取扱いの禁止、②合理的配慮の実施を規定(§7・8) ※直接差別については、不当な差別的取扱いに当たることが国会の審議において確認されているが、「間接差別」、「関連差別」については、事例の集積等を踏まえて検討するとされている。	
	有識者からの意見聴取	「不当な差別的取扱い」に、「間接差別」が含まれるのかが明確でない。				
	特別委員会委員意見	「何をもちて差別と判断するか」については明確でない部分があり、この点は今後深めていく必要がある。そのための仕組みについての配慮が必要である。	可能	差別や合理的配慮の提供の例を具体化することを行う規定(配慮事項の策定)を設ける。		

可能: 条例に規定することができるもの(障害者基本法に同種の規定があるものを含む)。

規定しない: 条例に規定することが可能であるが、検討の結果、規定しないこととしたもの。

困難: 条例に規定することが不可能ではないものの、法律や他の条例との関係などから規定が困難と考えられるもの。

不可: 制度が法律で規律されているため、条例に規定することができないもの。

その他: 運用の問題等のため、条例への規定以外の対応(提言、意見書など)が考えられるもの。

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)の検討に向けた整理(現状の課題等)

資料7

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会でを行った調査での聴き取りや各委員の意見から、課題となるものを整理。

項目	調査等	聴取した意見の概要	条例での対応	現行法令での状況	
③差別的禁止 (合理的配慮)	有識者からの意見聴取	差別的禁止と合理的配慮の関係は、いわば「裏表」の関係にあること(合理的配慮は、「差別的取扱い」になることを回避するために行われるものであること)を理解することが重要 障害者基本法第4条第1項と第2項は、この関係を適切に捉えているので、条例で差別禁止を規定する場合は、障害者基本法の規定ぶりのような形が望ましい。	可能	障害者差別解消法の規定をベースとしつつ、障害者基本法の文言を一部取り入れた。	○障害者基本法は、社会的障壁の除去について、「その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう」と規定(§4②) ○障害者差別解消法は、行政機関等と事業者による合理的配慮について、「その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう」と規定している(§7②・8②)。
	有識者からの意見聴取	合理的配慮の提供は、「差別的取扱いの禁止に違反しないために行うもの」(表裏の関係にあるもの)である。事業者による合理的配慮の提供を努力義務にとどめることは、そうした考え方と整合的でない。	規定しない	事業者による合理的配慮の提供の義務化は見送る。	○障害者差別解消法は、事業者による合理的配慮の提供を努力義務としている(§8②)。
	関係団体からの意見聴取 (障害者団体連合会)	障害者差別解消法は、行政や事業者のみだが、合理的配慮の提供が行き届いていないところがあると思われるので、その点の対応を求める(ただし、合理的配慮の義務化は金銭的な負担もあるので、その点を踏まえつつ、取組を進めるべき)。	規定しない		
	関係団体からの意見聴取 (視覚障害者協会)	視覚障がい者が社会参加するには、バリアの除去が必要になる。ホームドアの設置などは難しいと思うが、周りからの声掛け、人的支援は必要である。	可能	県民の役割において、「障がいの特性・障がい者に対する理解を深めること」を定めた。	○障害者差別解消法は、事業者による合理的配慮の提供を努力義務としている(§8②)。 ○障害者差別解消法は、「国民の責務」として、共生社会を実現する上で障がい者差別の解消が重要であることに鑑み、障がい者差別解消の推進に寄与するよう努めることを規定(§4)
	関係団体からの意見聴取 (知的障害者育成会)	障害者権利条約の「accommodation」を、法律では「配慮」と訳したが、本来は「便宜」や「助け」という意味合いがあり、そうした言葉のほうが受け止めやすい。また、「配慮」という言葉は、当事者に分かりにくいと感じられる。	困難	法令用語との関係があるため、「合理的配慮」を使用する。	○日本政府は、障害者権利条約における「Reasonable Accommodation」(§2)を「合理的配慮」と訳し、障害者基本法(§4②)及び障害者差別解消法(§7②・8②)では、「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」という用語を採用している。
	関係団体からの意見聴取 (知的障害者育成会)	合理的配慮については、当事者が求めないと受けられないが、その点が問題と考える。知的障がいの人が、差別事象を認識できるか、配慮を求めることができるかを本人にどう説明できるかが難しい。	困難	「意思の表明」の要件がないと、合理的配慮の内容の確定が難しくなる、事前的改善措置との関係が曖昧になるなどの課題があるため、要件として維持する。	○障害者差別解消法は、合理的配慮の実施について、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」という要件を定めている(§7②・8②)。 ※ここでの「障害者からの意思の表明」については、国会の審議において、「家族等が本人を補佐して意思を表明すること」を含むことが確認されている。
特別委員会委員意見	合理的配慮は、企業等の経営体力等により自ずから差が生じ、その差をなくすことは事実上困難であるが、常によりよい環境というものを求め続ける姿勢と仕組みが必要である。		可能	障害者差別解消法の「事前的改善措置」を条例でも規定し、「意思の表明」の有無にかかわらず設備の改善等に努める規定とする。	○障害者差別解消法は、行政機関等・事業者について、合理的配慮を的確に行うため、施設の構造の改善・設備の整備、職員への研修等(事前的改善措置)に努めなければならないと規定している(§5)。
	ハード・ソフト両面の潜在的なバリアーを積極的に発見する仕組み(アプローチ型バリアフリー)づくりに取り組むべき(自発能動型のサービス提供の競争・促進)。		可能		
	合理的配慮の提供が困難な事例の集積及びバリア解消に向けた調査研究の体制を整備すべき。		可能	障がい者差別解消支援協議会での調査審議の事項に含めることを今後検討する。	○障害者差別解消法は、国について、国内外の障がい者差別及び差別解消のための取組に関する情報の収集等を規定している(§16)が、地方公共団体については規定していない。
④相談体制・紛争解決	県外調査での意見聴取 (JDF)	調査した事業所(交通関係)では、インフラ整備の年間計画、社員対応マニュアルや民間団体発行の資格取得を促す等の取組がされており、こうした取組を県が支援できる制度が存在するとよい。	可能	事業者による合理的配慮の提供に対する支援を定めた。	○障害者差別解消法は、事業者の取組への支援は規定していない。
		障害者差別解消法は、相談体制や紛争解決の仕組みが非常に弱い。差別行為があれば、行政の介入による仲裁の申出などにより、権利関係をきちんと打ち立てられるよう、仕組みを整備すべき。	可能	相談員の設置を定める。	○障害者差別解消法は、障がい理由とする差別に関する相談・紛争の防止又は解決のための体制の整備を図ると規定(§14)するとともに、体制の具体化は各行政機関に委ねている。
		実際上は、差別か、虐待かが微妙な事案もあるため、差別・合理的配慮だけでなく、日常生活で困った事案に関し、幅広く相談できるといふ包括的な規定があると良い。	可能	相談員の業務等の具体化の際に検討する。	(参考) 障害者基本法は、「障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行う」と規定(§23②)
		条例では、センターなどの相談員への研修も盛り込むべき。	可能		
		条例では、市町村の範囲で、差別や合理的配慮の不提供を相談できるところを必ず作るべきである(ろう者の場合は、手話ができる相談場所も必要)。その上に、都道府県レベルの相談窓口を作る。	可能	相談員の業務に市町への助言を含め、市町との連携を図ることとする。	

可能: 条例に規定することができるもの(障害者基本法に同種の規定があるものを含む)。
規定しない: 条例に規定することが可能であるが、検討の結果、規定しないこととしたもの。
困難: 条例に規定することが不可能ではないものの、法律や他の条例との関係などから規定が困難と考えられるもの。
不可: 制度が法律で規律されているため、条例に規定することができないもの。
その他: 運用の問題等のため、条例への規定以外の対応(提言、意見書など)が考えられるもの。

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)の検討に向けた整理(現状の課題等)

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会で行った調査での聴き取りや各委員の意見から、課題となるものを整理。

資料7

項目	調査等	聴取した意見の概要	条例での対応	現行法令での状況	
④相談体制・紛争解決	関係団体からの意見聴取 (精神保健福祉会)	当事者に対する相談窓口は、一定程度行き届いていないのではないかと思うが、家族に対するものが課題である。家族は、住んでいる地域には相談に行きにくい現状があり、家族に対する地域ごとの支援が大切だと感じている。支援センターに対しては、「家族からの相談にも耳を傾けてほしい」と要請している。	可能	家族からの相談にも対応する体制を整備する。	○障がい者差別解消法は、障がい者による理由とする差別に関する相談・紛争の防止又は解決のための体制の整備を図ると規定(§14)するにとどまり、体制の具体化は各行政機関に委ねている。 (参考) 障害者基本法は、「障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行う」と規定(§23②)
		我々としては、行政で対応してもらえるならば、ありがたいところである。			
	有識者からの意見聴取	裁判での解決は、ハードな解決であり、当事者・事業者双方に負担が大きい。障害者差別解消法において、「行政機関によるソフトな解決の体制」が整わない現状では、条例でソフトな解決の体制を整えることが望ましい。	可能	第三者機関が関与する紛争解決体制(助言・あっせん)を定める。	○障がい者差別解消法は、障がい者による理由とする差別に関する相談・紛争の防止又は解決のための体制の整備を図ると規定(§14)するにとどまり、体制の具体化は各行政機関に委ねている。 (参考) 障害者基本法は、「障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行う」と規定(§23②)
		相談体制については、身体障害者相談員が市町に移ったことにより、弱体化してしまったのではないかと印象がある。県に主導してもらいたい。	可能	相談員の業務に市町への助言を含め、市町との連携を図ることとする。	○障がい者差別解消法は、障がい者による理由とする差別に関する相談・紛争の防止又は解決のための体制の整備を図ると規定(§14)するにとどまり、体制の具体化は各行政機関に委ねている。 ○身体障害者福祉法(§12の3)及び知的障害者福祉法(§15の2)は、身体障害者相談員・知的障害者相談員への委託を市町村の事務としている。
	特別委員会委員意見	障がい者による理由に不利益を感じないような社会にしていかなければならず、あっせん機関による話し合いの場所が必要である。また、あっせん機関には障がい当事者も加え、どこまでの権利回復が必要かを考える必要がある。	可能	第三者機関が関与する紛争解決体制(助言・あっせん)を定める。	○障がい者差別解消法は、障がい者による理由とする差別に関する相談・紛争の防止又は解決のための体制の整備を図ると規定(§14)するにとどまり、体制の具体化は各行政機関に委ねている。
		障がい者に対しても、助言・あっせんをしていくような社会に向かっていくことが共に生きることに繋がっていく。			
幅広く気軽に相談ができ、その問題が解決できる体制について、市町と県との役割に配慮しつつ、連携のとれる総合的な体制とする。		可能	相談員の業務に市町への助言を含め、市町との連携を図ることとする。		
⑤普及啓発	県外調査での意見聴取 (JDF)	互いのコミュニケーション不足や受け止め方によるフラストレーションを感じた障がい者・保護者が多くに思われ、相談員のスキルの上昇や事例の積み上げなど、相談業務の充実が大切である。	可能	相談員の業務等の具体化の際に検討する。	○障がい者差別解消法は、障がい者差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がい者差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うと規定(§15)しており、啓発活動は各行政機関に委ねている。
		障がい者差別解消や関連する障がい児者福祉施設の相談窓口の一元化や充実が求められている。	その他	運用に関わるため、提言等での対応が適当	
	関係団体からの意見聴取 (視覚障害者協会)	条例では、障害者差別解消法の啓発をもっとやるべき。また、ろう者に対する理解そのものも十分に広がっておらず、こうした点への対応も求める。 国民的な理解を得ることの重要性を感じており、周知啓発について、加盟団体と連携しながら、取り組んでいるところである。	可能	差別の解消を図る啓発と障がい特性・障がい者への理解を深める啓発の両方が効果的に行われるよう、普及啓発を定める。	
		啓発については、現在もされているが、障がい者理解するためには、具体的にどうすればよいかという点に踏み込んだものでない、進まないのではないか。行政や公共機関では、誘導方法などはご存じのようであるが、生活上の工夫になると、ほとんど理解がない。例えば、障がいの特性や「日常生活でこんな工夫をしている」といったことを積極的に共有すべき。 県で障がい者理解のためのプログラムを組んでもらっているが、なかなか若い障がいのある方が来ない。協会の役員をしている者などばかりになりがちである。一つには、そうしたところに参加しても、なかなか物が言えないことがある。最初は、障がいに対する理解、どういふことが必要なのかを当事者、健常者に具体的に教える機会をどんどん増やしていく必要がある。			

可能: 条例に規定することができるもの(障害者基本法に同種の規定があるものを含む)。
 規定しない: 条例に規定することが可能であるが、検討の結果、規定しないこととしたもの。
 困難: 条例に規定することが不可能ではないものの、法律や他の条例との関係などから規定が困難と考えられるもの。
 不可: 制度が法律で規律されているため、条例に規定することができないもの。
 その他: 運用の問題等のため、条例への規定以外の対応(提言、意見書など)が考えられるもの。

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)の検討に向けた整理(現状の課題等)

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会で行った調査での聴き取りや各委員の意見から、課題となるものを整理。

資料7

項目	調査等	聴取した意見の概要	条例での対応	現行法令での状況	
⑤普及啓発	関係団体からの意見聴取 (自閉症協会)	自閉症は、生まれつきのものであるが、適切な子育て、教育等などによって改善することができる。他方で、分かりにくい障がいであるため、誤解されたり、配慮が行き届かなかつたりすることがあるので、理解を広げることが最も重要である。	可能	差別的解消を図る啓発と障がい特性・障がい者への理解を深める啓発の両方が効果的に行われるよう、普及啓発を定める。	○障がい者差別解消法は、障がい者差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がい者差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うと規定(§15)しており、啓発活動は各行政機関に委ねている。
	関係団体からの意見聴取 (知的障害者育成会)	知的障がいは、原因不明のものもあれば、ダウン症のように染色体異常によるものがあるなど、様々である。我々がもっと情報発信をしていく必要があると思う。ただ、一般的に、若い世代が団体に入りにくいという課題がある(障害者総合支援法に移行し、支援を受けやすくなった反面、団体に入って情報を持つ必要性が低くなったため)。			
	関係団体からの意見聴取 (障害者団体連合会)	障がいについての知識の普及啓発を進めてほしい。	可能	差別的解消を図る啓発と障がい特性・障がい者への理解を深める啓発の両方が効果的に行われるよう、普及啓発を定める。	○障がい者差別解消法は、障がい者差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がい者差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うと規定(§15)しており、啓発活動は各行政機関に委ねている。 ○障がい者差別解消法は、障がい者差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がい者差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うと規定(§15)しており、啓発活動は各行政機関に委ねている。 ○障がい者差別解消法は、「障害者の雇用を妨げている諸要因の解消を図るため、障害者雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動を行う」としている(§76)。
	関係団体からの意見聴取 (三重難病連)	長期の入院が必要な内部疾患については、企業においてなかなか理解が得られないので、難病への理解を深めていただきたい。			
	関係団体からの意見聴取 (精神保健福祉会) 特別委員会委員意見	統合失調症については、1900年から2002年までの約100年間、「精神分裂病」と呼ばれ、人格否定の扱いを受けてきたこともあり、まだまだ理解が進んでいない。三重県からは、誤った病名が当事者や家族に悪影響・労苦を与えてきたことを認めるメッセージを国において発信されるよう、働きかけをしてほしい。また、三重県知事からも、そうしたメッセージを発信してほしい。	その他	運用に関わるため、提言等での対応が適当	○障がい者差別解消法は、障がい者差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がい者差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うと規定(§15)しており、啓発活動は各行政機関に委ねている ○精神保健福祉法は、都道府県・市町村につき、「精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない」としている(§46)。
	関係団体からの意見聴取 (障害者団体連合会)	事業者の取組促進のため、差別解消に取り組む事業者への表彰制度を作るべき。	可能	表彰制度を定める。	○障がい者差別解消法は、事業者への表彰制度は規定していない。
	県内調査での意見聴取	障がい者差別解消法について、三重県として障がい者に分かりやすいパンフレットを作成してほしい。	その他	運用に関わるため、提言等での対応が適当	○障がい者差別解消法は、障がい者差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がい者差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うと規定(§15)しており、啓発活動は各行政機関に委ねている。
	特別委員会委員意見	障がい者差別解消法の理解が進んでいないため、具体的に踏み込んだ啓発がされなければ共生社会の中で非常に生きづらい。 障がいのうち、特に精神障がいや内部障がい等の外見上分かりにくい障がいについては、社会が理解しやすい環境を整備する必要がある。 社会のあらゆる場面における差別解消・支援の啓発を行うべき。 「障がい」ではなく、個性であるとの価値観の普及と個性を理解(発見)する機会の提供に取り組むべき。 障がい者についての正しい知識の発信や交流の機会を作ることでより理解を深める啓発活動を進めることが必要である。	可能	差別的解消を図る啓発と障がい特性・障がい者への理解を深める啓発の両方が効果的に行われるよう、普及啓発を定める。	
⑥介護等	県内調査での意見聴取	障がい者サービス利用計画(ケアプラン)の策定支援単価が介護保険のケースより低い。	不可	障害福祉サービスの報酬単価は、国において決定しているため、条例に規定することはできない(課題があれば、意見書での対応が適当)。 ○障がい者総合支援法は、市町村が介護給付費等や地域相談支援給付費等の支給の要否を決定する際にサービス等利用計画を勘案する(§22①・⑥、§51の7①・⑥)としており、サービス等利用計画の作成・見直しを行った場合、「計画相談支援給付費」が支給される。 ○障害福祉サービス費等の報酬算定構造(厚生労働省:平成29年4月施行分)によると、計画相談支援給付費について、①サービス利用支援費は1,611単位/1月、②継続サービス利用支援費は1,310単位/1月、とされている。 ○計画相談支援に関しては、障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(厚生労働省)におけるヒアリングにおいて、「サービス等利用計画支援の単価を引き上げるべき」との要望が出されたことがある(平成26年11月17日資料参照)。	

可能: 条例に規定することができるもの(障害者基本法に同種の規定があるものを含む)。
規定しない: 条例に規定することが可能であるが、検討の結果、規定しないこととしたもの。
困難: 条例に規定することが不可能ではないものの、法律や他の条例との関係などから規定が困難と考えられるもの。
不可: 制度が法律で規律されているため、条例に規定することができないもの。
その他: 運用の問題等のため、条例への規定以外の対応(提言、意見書など)が考えられるもの。

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)の検討に向けた整理(現状の課題等)

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会で行った調査での聴き取りや各委員の意見から、課題となるものを整理。

項目	調査等	聴取した意見の概要	条例での対応	現行法令での状況	
⑥介護等	県内調査での意見聴取	65歳までは障がい者制度の対象であるが、65歳を超えると、高齢者福祉制度の対象になり、サービス利用の負担が増加し、利用を減らす者も少なくない。	不可	障害者総合支援法により規律されているため、条例に規定することはできない(課題があれば、意見書での対応が適当)。	○障害者総合支援法は、介護保険法による介護給付や健康保険法による療養給付などにより、自立支援給付に相当するものを受けたときは、同法による自立支援給付をしないと規定(§7) ○障害福祉サービスの利用者負担は、原則として費用の1割(定率負担)とされているが、介護保険のサービスの利用者負担は、施設入所の場合、要介護度ごとに費用の1割又は2割とされている。なお、平成28年に行われた障害者総合支援法の改正により、障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合に、所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設けることされた(改正後の§76の2①Ⅱ)。
		65歳を超えると、ガイドヘルプサービス(外出同行援助)がなくなってしまう。			
	県内調査での意見聴取	看護・介護と障がいを条例に入れてほしい。	可能	施策の基本方針として、障害者基本法等に基づく施策との有機的連携を定めた。	
		障がいの重い方の受入れを進めるほど、支援者の人員不足が課題となる。障がい者支援事業において、ヘルパーの利用ができるなどの制度改革を希望する(報酬単価の改善により人員確保が望める面もある)。	不可	障害者総合支援法により規律されているため、条例に規定することはできない(課題があれば、意見書での対応が適当)。	(参考) 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(厚生労働省:平成29年7月7日開催)において、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するヒアリングが行われた際、①重度訪問介護におけるヘルパー利用のシームレス化、②ヘルパーによる医療的ケアの支援に取り組む事業所の評価の引上げ、などが要望されている。
	障がい者支援事業において訪問診療が使えるようにしてほしい(看取りに係る課題の部分として)。	○障害者総合支援法は、医療を要する障がい者に関し、「療養介護」、「療養介護医療」を定め、療養介護医療費の支給等を定めている(§6、§70など)。			
	特別委員会委員意見	デイサービス(日中一次預かり等)と比べて、ナイトサービスが大きく不足しているため、保護者の睡眠が確保できない。	その他	運用に関わるため、提言等での対応が適当	
			不可	障害者総合支援法により規律されているため、条例に規定することはできない(課題があれば、意見書での対応が適当)。	○障害者総合支援法は、介護保険法による介護給付や健康保険法による療養給付などにより、自立支援給付に相当するものを受けたときは、同法による自立支援給付をしないと規定(§7)
		障がい当事者には、介護が必要となった場合に、現在の制度では介護と障がいの両立はできないという課題がある。			
		知的障がい者の高齢化に伴い、サービスの制度に課題がある。			
		障がい児者に対する支援サービスの窓口の一元化や充実が求められている。	その他	運用に関わるため、提言等での対応が適当	
障がい者施設での人材確保の充実が求められている。	可能	障害福祉サービスに従事する人材の確保について定める。			
児童福祉法の改正により、平成30年3月末(平成29年度)までに、福祉型障がい児入所施設において、18歳以上の入所者がいる障がい児施設においては、加齢児の退去が喫緊の課題となっているが、定数を変更せず維持することは施設側においては困難している。	不可	児童福祉法により規律されているため、条例に規定することはできない(課題があれば、意見書での対応が適当)。	○児童福祉法の改正の施行(平成24年4月)により、18歳以上の在所延長規定が廃止されたため、平成30年3月末の経過措置期間終了までに、①障害児施設として維持、②障害者施設に転換、③障害児施設と障害者施設を併設、のいずれかを選択することとされた。		
障がい者の地域移行に関して、グループホームの建設に県民の理解が求められる。また、重度の障がい者やその家族にとって、施設入所の継続と施設の充実を求める希望がある。	その他	運用に関わるため、提言等での対応が適当			

可能: 条例に規定することができるもの(障害者基本法に同種の規定があるものを含む)。
 規定しない: 条例に規定することが可能であるが、検討の結果、規定しないこととしたもの。
 困難: 条例に規定することが不可能ではないものの、法律や他の条例との関係などから規定が困難と考えられるもの。
 不可: 制度が法律で規律されているため、条例に規定することができないもの。
 その他: 運用の問題等のため、条例への規定以外の対応(提言、意見書など)が考えられるもの。

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)の検討に向けた整理(現状の課題等)

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会でを行った調査での聴き取りや各委員の意見から、課題となるものを整理。

項目	調査等	聴取した意見の概要	条例での対応	現行法令での状況	
⑦交流機会の拡大・障がい児教育	県外調査での意見聴取 (JDF)	小さな頃から、障がいのある人もない人もなるべく一緒に暮らし、学ぶようにするべき(重度の障がい者が地域で生きていく上で基礎を作ることに寄与する)。	困難	①障害者基本法において比較的详细に規定されているほか、ユニバーサルデザイン条例にも関連規定があるため、同法の施策から踏み込んだ施策を規定することが容易でない。 ②インクルーシブ教育については、提言等で運用の充実を求めることが適当ではないかと考えられる。	○障害者基本法は、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じる」としている(§16①)。これに当たっては、児童生徒と保護者に十分な情報提供をするとともに、可能な限りその意向を尊重するとしている(§16②)。 ○障害者基本法は、「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進」するとしている(§16③)。 ○ユニバーサルデザイン条例は、障害者、高齢者等に対する理解・共感の心を醸成するための教育(幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実など)の推進(§11)を規定
	関係団体からの意見聴取(自閉症協会)	自閉症への理解を広げるためには、インクルーシブ教育が重要であり、同じクラスに障がい児の居場所があることは、健常の子たちの成長にもつながる。しかし、現状では、地元への入学を歓迎されないこともあり、その点が課題である。教育においては、なるべく地域の学校で過ごすことが望まれる。			
	関係団体からの意見聴取(知的障害者育成会)特別委員会委員意見	職場実習での受入れにおいて、障がい児教育を一度も受けてこなかった人や家庭を見ると、同じような友達を持つこともできず、悪人からの誘いに引き込まれるなどの問題を抱えている。このような問題の解決には、障がいのある人が、同じ地域に住む子たちと同じように体験、経験を積んでいけるようにすることが大切である。			
	特別委員会委員意見	インクルーシブ教育の更なる推進(子ども参加型、交流の推進)を図るべき。 特別支援学校と他の小・中・高等学校の児童・生徒及び教育関係者の交流を拡大すべきである。			
⑧施設のバリアフリー化	関係団体からの意見聴取(障害者団体連合会)特別委員会委員意見	リニア新幹線やセントレアの施設整備などで意見を述べた際、示された原案では、障がい者にとって非常に不便な作りになっており、障がい者の視点での設計が不十分だと感じた。建物や公共施設を整備する際は、障がい者からの意見聴取を行う取組を進めてほしい(整備した後は容易に直せないため)。	困難	①不可能ではないが、ユニバーサルデザイン条例は、高齢者や外国人なども含めて意見聴取を規定すると、事業者の負担が重くなりすぎるおそれがある。 ②県の施設については、環境整備を定めた責務を踏まえ、当事者の視点に立った整備を図ることとなる。	○障害者基本法は、地方公共団体と交通施設等の事業者につき、「障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図る」としている(§21①②)。 ○バリアフリー新法は、旅客施設及び車両等、一定の道路、一定の路外駐車場、都市公園の一定の公園施設(園路等)、特別特定建築物(百貨店、病院等)の新設・改築について、基準への適合を規定(§8～§24) ○ユニバーサルデザイン条例は、公共施設等(官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、道路等)について、整備基準への適合義務を規定(§18)。公共施設等のうち、「特定施設(道路・公園施設[バリアフリー新法で定めるもの]など、特に障害者、高齢者等が日常生活・社会生活を営む上で整備することが必要な施設)」については、知事への事前協議を規定(§21)
	県内調査での意見聴取	バリアフリーに対する公的支援をより充実してもらえれば、対応はできる。公的支援の必要性を条文中に盛り込んでほしい。	可能	事業者による合理的配慮の提供に対する支援を定めた。 ○障害者基本法は、公共施設のバリアフリー化の計画的な推進のため、地方公共団体が必要な施策を講じることを規定(§21③)している。	
⑨情報のバリアフリー化	県外調査での意見聴取 (JDF)	議員活動に関し、視覚障がい者、聴覚障がい者への情報保障を求める。	困難	①条例で議会を特出して規定した場合、運用される際に、議会活動に対する執行部の関与の端緒になる可能性もあるため、慎重な対応を要する。 ②「意思疎通手段の確保等」を基本理念で規定するため、議員活動の情報提供についても、基本理念を踏まえて対応を図ることとなる。	○障害者基本法は、地方公共団体につき、円滑な意思疎通等のため、障がい者が利用しやすい電子計算機等の普及、障害者に対する情報提供施設の整備、意思疎通仲介者の養成・派遣等を行うとしている(§22①)。 ○障害者基本法は、災害等の情報伝達の施策を講ずるほか、行政の情報化・公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たり、障がい者の利用の便宜が図られるよう特に配慮するとしている(§22②)。 ○ユニバーサルデザイン条例は、障害者、高齢者等が円滑に情報利用、意思表示をして社会参加できるよう情報伝達手段の充実を推進するものとしている(§16)。 ○手話については、三重県手話言語条例を制定し、手話での県政情報の発信(§8)や手話通訳者の養成・派遣等(§9)を規定
	県外調査での意見聴取 (JDF) 特別委員会委員意見	聴覚障がい者は、手話や文字情報などの人的支援が絶対に必要である。現実問題としては、職場での差別・合理的配慮の不提供が多い。その点を条例で補完できるようにすべき。	可能	①障害者基本法に規定が存在するため、それらを踏まえつつ具体的な内容を検討する。 ②手話通訳者などの支援については、三重県手話言語条例との関係を考慮する。	
	県外調査での意見聴取 (JDF)	聴覚障がい者は、手話通訳者などの人的支援が必要だが、人件費がかかる。 学校を出るまでは、教科書等の情報保障が整備されているが、学校を出たとたん、何もない状況がある。行政手続や行政活動についても、情報保障がほとんどとされていないので、行政、民間を問わず、情報保障が切れ目なく、実効的になされる条例を作るべき。	可能	障害者基本法に規定が存在するため、それらを踏まえつつ具体的な内容を検討する。	
	特別委員会委員意見	手話言語の県民への理解や研修が不十分である。	その他	三重県手話言語条例の運用に関わるため、提言等での対応が適当	

可能: 条例に規定することができるもの(障害者基本法に同種の規定があるものを含む)。

規定しない: 条例に規定することが可能であるが、検討の結果、規定しないこととしたもの。

困難: 条例に規定することが不可能ではないものの、法律や他の条例との関係などから規定が困難と考えられるもの。

不可: 制度が法律で規律されているため、条例に規定することができないもの。

その他: 運用の問題等のため、条例への規定以外の対応(提言、意見書など)が考えられるもの。

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)の検討に向けた整理(現状の課題等)

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会で行った調査での聴き取りや各委員の意見から、課題となるものを整理。

項目	調査等	聴取した意見の概要	条例での対応	現行法令での状況
⑩防災等	県内調査での意見聴取	安心・安全なまちづくりとして、一時避難所における「災害弱者」に対する特別対応が必要(福祉避難所は遠く、近い避難所は環境が悪くて避難したくないという介護者、当事者の声がある)。当事者の声を聴きながら、避難所のバリアフリー・UD化を進めてほしい。	可能	○障害者基本法は、災害時の情報提供(§22②)のほか、障害者の性別、年齢等に応じた防災・防犯に関する施策の実施を規定(§26)。 ○三重県防災対策推進条例は、障がい者を始めとする「災害時要援護者」に対する支援体制について、①市町による整備の努力義務、②県による市町への支援の努力義務を規定(§32) ○ユニバーサルデザイン条例は、障害者、高齢者等の防犯、防災及び交通安全の確保に必要な施策の実施を規定(§13)
	特別委員会委員意見	災害発生時の避難所に関して、(特に知的障がいなどが)不安を感じている。		
⑪選挙における配慮	関係団体からの意見聴取(自閉症協会)特別委員会委員意見	自閉症の子などは、「候補者の名前を書くということが理解できず、自分の名前を書く」、「慣れない環境に混乱して走り回る」などの行動をとってしまう場合がある。誰もが選挙に行けるよう、環境整備(投票用紙を、丸を付ける方式にする、顔写真を付けるなど)を検討すべき。	可能	○障害者基本法は、「法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備」などを行うとしている(§28)。 【投票所】 ○公職選挙法は、投票所について、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける(§39)としているほか、期日前投票所における投票(§48の2)を規定している(場所は、§39を準用)。期日前投票所については、市町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保等投票の便宜のため必要な措置を講ずる(§39⑦)としている。 ○総務省は、「移動支援、移動投票所の取組」の事例として、鳥根県浜田市における取組(自動車を利用した移動期日前投票所を開設)を紹介している。 【投票の方式】 ○公職選挙法は、投票用紙の様式につき、衆議院・参議院議員の選挙は総務省令で定め、地方公共団体の議会の議員・長の選挙は当該選挙の事務を管理する選挙管理委員会が定める(§45②)としている。 ○公職選挙法は、投票について自書を原則としている(§46)が、地方公共団体の議会の議員・長の投票(点字投票、期日前投票、不在者投票を除く。)については、条例で定めるところにより、「記号式投票」(○の記号を記載する方法)を実施できる(§46の2)としている。
	関係団体からの意見聴取(知的障害者育成会)	顔写真と名前を示されれば、知的障がい者も投票が可能になると思われる。親が代わって子の投票をするのは、本来はおかしいと思うので、障がいのある人がきちんと投票をすることができるように、国で検討してほしい。		
	県内調査での意見聴取	現在の選挙制度では棄権を余儀なくされることにもなっているのので、選挙に行きやすい施策を実施してほしい。また、投票用紙への候補者の写真掲載を望む。		
	特別委員会委員意見	知的障がい者は、投票権の行使が難しい(指さし、意思表示ができない)。 移動投票所を活用し、障がい者利用施設で容易に投票(代理投票を含む。)できる機会の充実が必要である。		
⑫雇用	関係団体からの意見聴取(視覚障害者協会)	障がいがあると、生活がひっ迫していることもあるので、生活を支える支援も必要であり、職業訓練のための施策が更に必要だと思う。 日本の視覚障がい者は、従来はあんま、しん灸師などの資格で、病院や老人保健施設などで就労してきたが、そこからも排除されているつつある現状がある。しん灸師などの業態について、行政の先導により、視覚障がい者が自立するための職業としてのカバーをしてほしい。	困難	○視覚障がい者以外の者による職業選択の自由を保障する必要もあるため、慎重な対応が必要 ○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師などについては、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」により免許制度が定められている。 ○「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」は、あんま、マッサージ、はり、灸などを、無資格で業として行った場合の罰則等を規定(§13の4～§14)
	関係団体からの意見聴取(三重難病連)	難病者については、失業手当の障がい者に対する優遇措置の対象に入っていない者がいるが、こうした対応は差別的な扱いはないかと我々は考えている。		
	関係団体からの意見聴取(三重難病連)	就労支援に関し、難病者は、健常者と障がい者の谷間にあり、70%が自主退職又は解雇によって退職している。それには、企業の理解不足が影響している。	困難	○雇用保険法により規律されているため、条例に規定することはできない(課題があれば、意見書での対応が適当)。 ○雇用促進法は、求職者給付の基本手当に関し、①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者(これらの障がい者は、一定の要件を満たすものに限り)、について、所定給付日数を加算(§22) ○上記の「身体障害者」には、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害(ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害)で、継続し、かつ日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」を含んでいる。
	特別委員会委員意見	職場での課題解決、就労しやすい職場環境づくりを目指すべき。		
関係団体からの意見聴取(精神保健福祉会)	精神障がい者は、平成30年度から雇用算定率の対象となるが、就労支援が今も大きな課題である(接客業では、門前払いも珍しくない)。		○障害者雇用促進法は、「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)」その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者と定義(§2I)している。 ○平成25年改正前の障害者雇用促進法は、「身体障害者又は知的障害者」について雇用義務を規定していた(§37・§43等)。 ○平成25年改正(H30.4.1施行)により、「精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの)」も雇用義務の対象に含まれることとなった。	

可能: 条例に規定することができるもの(障害者基本法に同種の規定があるものを含む)。
規定しない: 条例に規定することが可能であるが、検討の結果、規定しないこととしたもの。
困難: 条例に規定することが不可能ではないものの、法律や他の条例との関係などから規定が困難と考えられるもの。
不可: 制度が法律で規律されているため、条例に規定することができないもの。
その他: 運用の問題等のため、条例への規定以外の対応(提言、意見書など)が考えられるもの。

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)の検討に向けた整理(現状の課題等)

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会でを行った調査での聴き取りや各委員の意見から、課題となるものを整理。

項目	調査等	聴取した意見の概要	条例での対応	現行法令での状況
⑫雇用	県内調査での意見聴取	身体障がい者用の施設整備などは、「補助金ありき」にならざるを得ないところがある。 障がい者雇用の法定雇用率において、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。重度身体・知的障害者についてはその1人の雇用をもって、2人の障がい者雇用にカウントされる）において、知的障害者の場合週18時間でも12時間でも、実情に合わせた運用カウントができないものか。	その他 不可	運用に関わるため、提言等での対応が適当 ○障害者雇用促進法は、身体障害者・知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整や雇用促進・継続を図るため、厚生労働大臣（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）は、障害者雇用調整金の支給等を行うことができると規定（§49） ○障害者雇用促進法は、週の所定労働時間が30時間以上の常用労働者を実雇用率の算定の基礎としているが、例外（ダブルカウント、ハーフカウント等）を定めている。 【ダブルカウント】 ○週30時間以上働いている重度身体障害者・重度知的障害者は、1人の雇用を2人分として算定（§43④） 【ハーフカウント（週20時間以上30時間未満の短時間労働者）】 ○身体障害者、知的障害者、精神障害者は、1人の雇用を0.5人として算定（§43③） ※重度身体障害者・重度知的障害者は、フルカウント（1人）となる（§43条⑤）。
	特別委員会委員意見	低賃金による経済的自立への不安（障がいにより労働時間等に制限があることへの無理解・差別）がある。	その他	
⑬生活支援	関係団体からの意見聴取（自閉症協会）	障がい者の保護者がなくなった後の生活に関し、別府市では、「親亡き後の相談所」を検討している。当事者には、「現在住んでいる地域で住み続けたい」という気持ちがあると思うので、現在のヘルパー派遣や送迎サービスなどが働いている人にも使え、今の生活が続けられるようになるとありがたい。	可能	①生活支援に関するサービスは、市町に 関係するものが多いため、第一義的には、市町において検討が望まれる事項と言える。 ②大分県の事例を踏まえ、県の責務として規定することは考えられる。
	特別委員会委員意見	現在住んでいる地域で住み続けたいので、親亡き後の相談ができる場が必要 障がい当事者の親は、自分たちが亡くなった後の子の暮らしに不安を抱いている。		
	特別委員会委員意見	障がい児向けの放課後サービスなどの充実はあるが、中学校を卒業すると利用できずに、そうした人たちの居場所や仕事を終えた後の居場所がない。	その他	○児童福祉法は、「放課後等デイサービス」を学校教育上の学校（幼稚園・大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することと定義（§6の2の2④）している。 ○放課後等デイサービスは、就学が前提となるため、中学校（中等教育学校前期課程・義務教育諸学校後期課程を含む。）や特別支援学校中学部を卒業後、就学していない者は利用することができない。
⑭その他（法の適用対象）	県外調査での意見聴取（JDF）	障害者差別解消法は、国会や裁判所に適用が及ばない。	不可	○国会、裁判所については、差別の禁止等に係る具体的な措置について、三権分立の観点からそれぞれ実態に即して自律的に必要な措置を講じることが適当であると考えられたため、対象機関に含まれていない。ただし、行政機関に準じ、職員対応要領を策定している。 衆議院：衆議院事務局における職員対応要領 参議院：参議院事務局における職員対応要領 裁判所：裁判所における職員対応要領
⑭その他（障がい者の定義）	関係団体からの意見聴取（精神保健福祉会）	障害者基本法では、「日常生活をする上で大幅な制限を受ける者」とされているが、精神保健福祉法では、「統合失調症あるいはそれに類する病名を有する者」とされており、これが課題である。障害者基本法の定義で三障がいを統一してほしいという思いがある。	不可	○障害者基本法は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされている（§21）。 ○精神保健福祉法は、「精神障害者」について、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者」としている（§5）。
⑭その他（普及啓発）	関係団体からの意見聴取（三重難病連）	難病者に配慮した取組としては、「ハート・プラスマーク」の普及がある（岐阜県等で実施）。外見で分かりにくい内部障がい者などについて、駅などでの配慮や災害時に安全に避難するための支援などを呼びかけるもので、難病への理解を深めるため、こうした取組を進めてほしい。	その他	

可能: 条例に規定することができるもの(障害者基本法に同種の規定があるものを含む)。
規定しない: 条例に規定することが可能であるが、検討の結果、規定しないこととしたもの。
困難: 条例に規定することが不可能ではないものの、法律や他の条例との関係などから規定が困難と考えられるもの。
不可: 制度が法律で規律されているため、条例に規定することができないもの。
その他: 運用の問題等のため、条例への規定以外の対応(提言、意見書など)が考えられるもの。

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)の検討に向けた整理(現状の課題等)

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会で行った調査での聴き取りや各委員の意見から、課題となるものを整理。

項目	調査等	聴取した意見の概要	条例での対応	現行法令での状況	
⑭その他 (施設のバリアフリー化)	関係団体からの意見聴取 (障害者団体連合会)	国において、「バリアフリー2020」が進められており、各県もバリアフリー化の計画策定が望まれる。	その他	運用に関わるため、提言等での対応が適当	
⑭その他 (雇用)	特別委員会委員意見	「障がい者雇用率日本一」を目指す方針を打ち出してはどうか。	その他	運用に関わるため、提言等での対応が適当	
⑭その他	特別委員会委員意見	障がいの種類にもよるが、障がい者本人よりも親の意見を障がい者の意見とする傾向にあるのではないかと。	可能	県民の役割に「障がい当事者の意思の尊重」を定めた。	
	関係団体からの意見聴取 (知的障害者育成会)	県議会は、国家・地方公務員法で、「成年被後見人であること」が欠格事由となっていることの解消を求める請願を受け止め、意見書を提出していただいた。このように、障がい当事者などを応援するような地盤が作られていけば、皆が生きやすい社会になる。	その他	県議会の政策立案において、障がい当事者の意見を十分に尊重する。	
	県外調査での意見聴取 (JDF) 特別委員会委員意見	障がい者団体や他の様々な事業者が条例づくりに関わったところは、その後のフォローアップや、チェックも効きやすいので、こうしたプロセスをとるべき。			
⑮協議会等	県外調査での意見聴取 (JDF)	先行して条例を制定した自治体では、協議会に市町村の事例が上がってこないという課題がある。	その他	障がい者差別解消支援協議会の運用に委ねることが適当	○障害者差別解消法は、関係機関により、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる(§17)としており、三重県では「三重県障がい者差別解消支援協議会」を設置 ○三重県障がい者差別解消支援協議会では、市町の障害者差別解消法に基づく取組状況のほか、県・市町への相談件数や相談事例等の共有が図られている。
		条例や差別事例について、障がい者とそれ以外の方との意見交換の場については、条例に規定している例がない。制度を運用する場合には、当事者の声を実質的に反映できる仕組みを条例の中に組み込むべき。	可能	基本理念に、障がい当事者等の意見聴取と意見の尊重を定めた。	○障害者基本法は、障害者計画の策定等に関し、都道府県に合議制機関の設置を義務付けており(§36)、三重県では「三重県障害者施策推進協議会」を設置 ○障害者総合支援法は、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、協議会の設置を努力義務として定めており(§89条の3)、三重県では、「三重県障害者自立支援協議会」を設置
	特別委員会委員意見	相談窓口等集めた事例を年に一度検証するような場が必要	その他	障がい者差別解消支援協議会の運用に委ねることが適当	○三重県障がい者差別解消支援協議会では、市町の障害者差別解消法に基づく取組状況のほか、県・市町への相談件数や相談事例等の共有が図られている。
特別委員会委員意見	条例に障がい者の意見が反映されるようにする条項を盛り込むべき。 障がい者の「声」を引き出す環境整備を行うべき。	可能	基本理念に、障がい当事者等の意見聴取と意見の尊重を定めた。	○障害者基本法は、障害者の自立・社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たり、障害者その他の関係者の意見聴取・意見尊重の努力義務を規定(§10②)しているほか、障害者計画の策定に関し、合議制の機関(障害者施策推進協議会)の意見聴取を規定(§11⑤)	

可能: 条例に規定することができるもの(障害者基本法に同種の規定があるものを含む)。
規定しない: 条例に規定することが可能であるが、検討の結果、規定しないこととしたもの。
困難: 条例に規定することが不可能ではないものの、法律や他の条例との関係などから規定が困難と考えられるもの。
不可: 制度が法律で規律されているため、条例に規定することができないもの。
その他: 運用の問題等のため、条例への規定以外の対応(提言、意見書など)が考えられるもの。